

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
発行所 鹿児島市新屋敷町16の16
編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
URL <https://www.kakikyo.or.jp>
印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社 朝日印刷

2025年（令和7年）

March

3月号

令和6年の労働相談状況について



和気公園にて（霧島市牧園町）

【写真提供者：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
令和6年の労働相談状況について	2
産業保健 ～病気の治療と仕事の両立支援における 薬剤師の可能性について～	3
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に数 値目標の設定が義務づけられます	4
労務管理あれこれ ～休日の振替で週の法定労働時間 超えたら時間外労働か～	5
「外国人雇用状況」の届出状況について	6
令和6年12月末（速報値）業種別死傷災害発生状況	7

2025年度 労働基準監督官採用試験の実施について	8
年次有給休暇を活用して鹿児島県の魅力に触れよう！	9
会員向け 労働安全衛生教育用DVD教材貸し出しのご案内	10～13
令和7年度大阪安全衛生教育センター開講講座のご案内	14
令和7年度 石綿調査者講習・化学物質管理者講習開催のご案内	15
令和7年度技能講習・安全衛生教育のご案内	16～17
令和7年4・5月の講習開催のご案内	18

さくらじま

皆さんは、犬界限ですか、猫界限ですか。私は、小型犬をペットとして飼うことに憧れていました。

ある日、子供が専門学校卒業と同時に、学校で飼育していた老犬を譲り受けてきました。その後、子供は新たに子犬を購入しましたが、私が考えていた理想とは違って、人懐っこいのは良いのですが、家中を走り回り、世話はとても大変でした。子供の転職と同時に、その2匹の犬も遠くへ引っ越したので、これから静かに暮らせると「ホッ」としました。それから一時期が経ち、子供が帰省した際に、猫2匹と一緒に帰ってきて「面倒を見てほしい」とのことで、今度は猫を飼うこ

とになりました。猫を飼うことは想定していなかったので、どうなるか一抹の不安がありました。しかし、餌やトイレの始末は必要ですが、それ以外はとても育てやすいことがわかりました。特に、犬はところかまわず用を足していましたが、猫は必ずトイレで用を足します。ただ、トイレの砂はかけずに、爪を立ててフローリングをかくのだけはやめてほしいですが、室内で飼っているの、家族以外の人とは会いませんが、家族との距離感も「つかず離れず」の微妙なところがとてもいい感じです。猫の表情や仕草などを見ていると大変癒されると感じる今日この頃です。

追伸 物価上昇による餌代には苦勞しています。

令和6年の労働相談状況について

鹿児島労働局監督課

令和6年に鹿児島労働局労働基準部及び労働基準監督署に寄せられた労働相談件数は5,718件でした。一度の相談に複数の相談内容が含まれるため、相談内容を区分し集計した総件数は6,821件と相談件数を上回ります。なお、令和6年の相談区分別の総件数は令和5年（14,250件）より大幅に減少していますが、これは、令和6年から集計方式が変更され、当局雇用環境・均等室及び総合労働相談コーナーへの寄せられた相談は別に集計されることによるものです。

令和6年の相談区分別を多い順に見ると、賃金不払いが1,320件（全体総件数の比率19.4%）、年次有給休暇が720件（同10.6%）、解雇が688件（同10.1%）、時間外・休日労働が675件（同9.9%）、労働時間が437件（同6.4%）、労災保険関係が430件（同6.3%）、自己都合退職が303件（同4.4%）、労働契約が286件（同4.2%）、いじめ・嫌がらせが273件（同4.0%）、最低賃金が156件（同2.3%）、就業規則が125件（同1.8%）でした。

令和5年の相談区分別の総件数（14,250件）とは、集計方式の変更から単純に比較はできませんが、相談区分の件数1,000件以上において見ると、賃金不払いが2,535件（同17.8%）、解雇が1,668件（同11.7%）、年次有給休暇が1,620件（同11.4%）、時間外・休日労働が1,282件（同9.0%）と、若干の増減はあるものの、その傾向に大きな変動は見られませんでした。

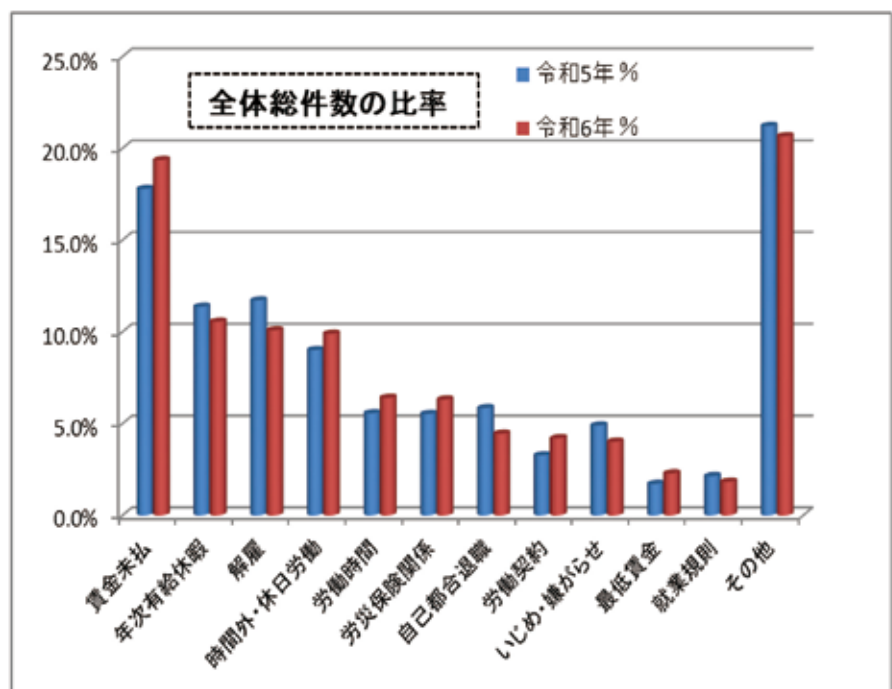
労働時間関係の法制度の改正により、昨年4月から建設事業、自動車運転の業務、医師、鹿児島県の砂糖製造業への時間外労働上限規制の適用が始まるなど、県内の企業が優秀な働き手を確保していくためには、時間外労働の削減や年次有給休暇の取得促進、賃金の引き上げを始めとした、安心・安全に働くための環境を整備していくことも重要となります。

事業主の皆様方におかれましては、トラブルを防止し働きやすい職場とするため、職場環境の改善に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

鹿児島労働局におきましては、各労働基準監督署に労働時間相談・支援コーナーを設置し、労働時間制度などの改善方法や助成金などの支援策について個別訪問によるきめ細かな説明を行っていますのでお気軽にご相談ください。

令和6年労働相談状況

相談区分	令和5年		令和6年		比率増減(%)
	件数	比率%	件数	比率%	
賃金未払	2,535	17.8%	1,320	19.4%	1.6%
年次有給休暇	1,620	11.4%	720	10.6%	-0.8%
解雇	1,668	11.7%	688	10.1%	-1.6%
時間外・休日労働	1,282	9.0%	675	9.9%	0.9%
労働時間	793	5.6%	437	6.4%	0.8%
労災保険関係	787	5.5%	430	6.3%	0.8%
自己都合退職	832	5.8%	303	4.4%	-1.4%
労働契約	466	3.3%	286	4.2%	0.9%
いじめ・嫌がらせ	697	4.9%	273	4.0%	-0.9%
最低賃金	244	1.7%	156	2.3%	0.6%
就業規則	304	2.1%	125	1.8%	-0.3%
その他	3,022	21.2%	1,408	20.6%	-0.6%
合 計	14,250	100.0%	6,821	100.0%	





病気の治療と仕事の両立支援における 薬剤師の可能性について

鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員 中甫木 直樹

両立支援には仕事と介護の両立支援、仕事と育児の両立支援、そして病気の治療と仕事の両立支援があります。ここでは病気の治療と仕事の両立支援について述べたいと思います。

両立支援とは病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として仕事の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取り組みです。

少子高齢化が進む現代日本においては、労働者の確保が急務となっており、労働者が病気の治療を理由とする休職や離職をすることを避けることが大事であり、ここで病気の治療と仕事の両立支援の重要性が高まってきます。

独立行政法人労働者健康安全機構では「治療就労両立支援事業」の一環として、両立支援コーディネーターの養成を実施しており、その目的について、「患者・家族が治療と仕事の両立を図る上で、多くの場合、医療と職域間の連携が必要ですが、実際の治療現場では、職域との連携や協議に注力できるほどの自由度が乏しいといった理由から、十分な連携が機能しておらず、職場においても積極的な支援がなされていないというのが実情です。そこで、患者・家族と医師・MSWなどの医療側と産業医・衛生管理者・人事労務担当者などの企業側の3者間の情報共有のためのコーディネーターの配置・養成が必要となります。」と紹介されています。

両立支援コーディネーターの養成では、医療や心理学、労働関係法令や労務管理に関する知識を身につけ、患者や主治医、企業などのコミュニケーションの橋渡し役として機能することを期待されています。

私が感じていることとして、現在、両立支援コーディネーターは事業場内、もしくは大病院に配置されていることが多く、現在の状況における問題点について考えると大きく2つの問題点が考えられます。

1つ目は、両立支援コーディネーターが配置されている事業場は大企業が中心であり、鹿児島をはじめとする地方の事業場は中小企業が多く、そもそも労働衛生担当者や両立支援コーディネーターが配置されているケースは少ない点。また中小企業内の産業保健スタッフは医療知識に乏しいことも多く考えられ、医師をはじめとする他の関係者とうまくコミュニケーションがとれなくなる可能性がある点が考えられます。

また、2つ目の問題点として、がんをはじめとする大きな病気の治療をする大病院に両立支援コーディネーターが配置されていることがありますが、手術後あるいはがんの化学療法を終了した後で大病院への通院がなくなると、大病院に配置されている両立支援コーディネーターとの接点がなくなってしまうことがあげられます。

薬剤師は医療の知識があり、また薬剤師が勤務する保険薬局は労働者の勤務する事業場の近くや居住する地域に多数存在していることから、先にあげた両立支援コーディネーターにおける問題点の解決策となり得ます。薬局で両立支援の相談を受けた場合には、鹿児島産業保健総合支援センターと連携してこれにあたります。

鹿児島県薬剤師会では、令和7年度中に両立支援コーディネーター薬剤師とその在籍薬局のリストを鹿児島県薬剤師会HPに掲載する予定です。事業場における労働者の治療と仕事の両立支援の推進のためにぜひご活用ください。

令和7年

4月1日から

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に
数値目標の設定が義務づけられます

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律であり、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが義務とされています（100人以下の企業は努力義務）。

令和6年5月に成立した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」により、法律の有効期限がさらに10年間延長され、令和17年3月31日までとなりました。

常時雇用する労働者数
101人以上の企業行動計画策定・変更時に、
育児休業等の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を義務付け

- 育児休業等の取得状況及び労働時間の状況把握
- 改善すべき事情の分析

行動計画の策定又は変更を行う際には、**育児休業等の取得状況**（※1）、**労働時間の状況**（※2）を把握するとともに、**育児休業等の取得状況や労働時間の状況に係る数値目標の設定が義務付け**られます。

（※1）男性労働者の「育児休業等取得率」又は男性労働者の「育児休業等及び育児目的休暇の取得率」

（※2）フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数等の労働時間（高度プロフェッショナル制度の適用を受ける労働者については、健康管理時間）

- 行動計画の策定・変更
- 社内周知
- 外部への公表

- 都道府県労働局への届出

◆PDCAサイクルの確立

※令和7年4月1日以降に策定又は変更する行動計画から義務の対象です。

- 計画の実施

認定基準を
満たした場合

- 計画終了・効果の測定

厚生労働大臣による認定
（くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん）

厚生労働省運営のウェブサイト「**両立支援のひろば**」(<https://ryouritsu.mhlw.go.jp>)
【各種情報を検索・閲覧】

- 一般事業主行動計画公表サイト：策定した一般事業主行動計画を公表できます。

他社の行動計画を閲覧できます。

- 両立診断サイト：自社の両立支援の取組状況をチェックできます。

他社の取組を閲覧できます。

- 両立支援に取り組む企業の取組事例やお役立ち情報を掲載したQ&A集の検索ができます。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

鹿児島労働局雇用環境・均等室

令和7年（2025年）

春季全国火災予防運動

令和7年3月1日（土）から3月7日（金）

守りたい 未来があるから 火の用心

総務省消防庁

令和6年度 2024年12月1日～2025年4月30日

安全衛生教育促進運動

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

～教育・研修の対象者が増える年度初めに向け、

計画的に準備を進めましょう～

主唱 中央労働災害防止協会

労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

休日の振替で週の法定労働時間を超えたら時間外労働か

（Ｑ）当社では年度末の業務多忙な時期に休日出勤をお願いしていますが、一部は休日の振替を4週間以内に行うこととしています。また、週休2日制ですので、他に休日が一日ある場合は、特に割増賃金を支払っていません。ところが、社員の一人が、振替休日の場合で法定労働時間を超えた場合は割増賃金が必要だと言ってきました。

このような場合でも、割増賃金が必要になるのでしょうか。

週法定労働時間を超えた分は支払い必要

（Ａ）労働基準法第35条では、「使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない」として、1週間に少なくとも1日の休日（法定休日）を付与しなければならないと定めています。

最近では、御社のように週休2日制を採る事業所が非常に多くなっています。

例えば、土曜日と日曜日が休日となっている週休2日制の会社で、日曜日を法定休日と定めているような場合、土曜日の休日については法定外休日ということになりま

す。つまり、この土曜日の労働については、一週間の労働時間が40時間以内となるのであれば、割増賃金の支払いや36協定の締結・届け出は必要ないことになります。

もちろん、この場合でも、通常の賃金の時間当たり分は支払う必要が当然にありますし、土曜日の休日出勤についても振替休日を与えることが規定化されているような場合には、規定上付与する義務が生じることになります。

さて、このように土曜日の休日を振替により出勤させた場合に、その週の労働時間が法定労働時間の40時間を超えた場合の割増賃金の支払いについてですが、振替休日を同一週内に与えた場合には特に問題は発生しません。しかし、休日を当該週以外に振替えた場合には注意が必要となります。

つまり、休日の移動によって当該週の法定労働時間である40時間を超えるときは、時間外労働とする必要があります。これについては、解釈例規で「（休日を）振り替えたことにより当該週の労働時間が一週間の法定労働時間を超えるときは、その超えた時間については時間外労働となり、時間外労働に関する三六協定及び割増賃金の支払が必要である」（昭22・11・27 基発第401号、昭63・3・14 基発第150号）とされています。

したがって、ご質問のケースでも、休日の振替によって当該週の労働時間が週法定労働時間を超えるような場合には、その分の割増賃金の支払いが必要だということになります。

【休日の振替の手続】労働基準法35条関係解釈例規

業務等の都合によりあらかじめ休日と定められた日を労働日とし、その代わりに他の労働日を休日とするいわゆる休日の振替を行う場合には、就業規則等においてできる限り、休日振替の具体的事由と振り替えるべき日を規定することが望ましいこと。

なお、振り替えるべき日については、振り替られた日以降できる限り近接している日が望ましいこと。
（昭二三・七・五 基発九六八号、昭六三・三・一四 基発一五〇号）

【割増賃金を支給すべき休日労働】労働基準法第37条解釈例規

法第三十七条の規定により休日労働に対し割増賃金を支払わなければならないのは法第三十五条の休日のみと解するが如何。

見解のとおり。ただし、法第三十五条の休日以外の休日の労働により週の法定労働時間を超える場合には、時間外労働の割増賃金の支払を要するから念のため。
（昭二三・四・五 基発五三七号、昭六三・三・一四 基発一五〇号）

令和6年12月末 業種別死傷災害発生状況

（令和7年2月6日現在集計）

鹿児島労働局

業種別死傷災害発生状況									
業種	年	令和 6 年		令和 5 年		対前年			
						増減数		増減率	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業		2,099	18	2,154	14	-55	4	-2.6%	28.6%
1 製造業		385	6	423	4	-38	2	-9.0%	50.0%
1 食料品製造業		245	4	240	3	5	1	2.1%	33.3%
4 木材・木製品製造業		23	1	22		1	1	4.5%	
9 窯業土石製品製造業		16	1	22		-6	1	-27.3%	
11～12 金属製品製造業		28		30		-2		-6.7%	
13～15 機械機具製造業		36		43		-7		-16.3%	
上記以外の製造業		37		66	1	-29	-1	-43.9%	-100.0%
2 鉱業		3		8		-5		-62.5%	
3 建設業		314	6	294	3	20	3	6.8%	100.0%
1 土木工事業		112	5	102	1	10	4	9.8%	400.0%
2 建築工事業		151	1	137	1	14		10.2%	
3 その他の建設業		51		55	1	-4	-1	-7.3%	-100.0%
4 運輸交通業		197	1	207	1	-10		-4.8%	
1 鉄道・航空機業		2		5		-3		-60.0%	
2 道路旅客運送業		16		17		-1		-5.9%	
3 道路貨物運送業		179	1	185	1	-6		-3.2%	
4 その他の運輸交通業									
5 貨物取扱業		25	1	22		3	1	13.6%	
1 陸上貨物取扱業		10		11		-1		-9.1%	
2 港湾運送業		15	1	11		4	1	36.4%	
6 農林業		102	2	104	1	-2	1	-1.9%	100.0%
1 農業		53	1	62		-9	1	-14.5%	
2 林業		49	1	42	1	7		16.7%	
7 畜産・水産業		118		106		12		11.3%	
8 商業		266		278	2	-12	-2	-4.3%	-100.0%
1 卸売業		49		37		12		32.4%	
2 小売業		196		214	2	-18	-2	-8.4%	-100.0%
3 理美容業		1		2		-1		-50.0%	
4 その他の商業		20		25		-5		-20.0%	
9 金融・広告業		16		23		-7		-30.4%	
11 通信業		20		26		-6		-23.1%	
12 教育・研究業		14		27		-13		-48.1%	
13 保健衛生業		350	1	365		-15	1	-4.1%	
1 医療保健業		137	1	143		-6	1	-4.2%	
2 社会福祉施設		205		210		-5		-2.4%	
3 その他の保健衛生業		8		12		-4		-33.3%	
14 接客娯楽業		111		105	1	6	-1	5.7%	-100.0%
1 旅館業		31		24	1	7	-1	29.2%	-100.0%
2 飲食店		59		62		-3		-4.8%	
3 その他の接客娯楽業		21		19		2		10.5%	
上記以外の事業		178	1	166	2	12	-1	7.2%	-50.0%
10 映画・演劇業				1		-1		-100.0%	
15 清掃・と畜業		97		90		7		7.8%	
16 官公署				0					
17 その他の事業		81	1	75	2	6	-1	8.0%	-50.0%
陸上貨物運送事業（４－３・５－１）		189	1	196	1	-7		-3.6%	
第三次産業（８～17）		955	2	990	5	-35	-3	-3.5%	-60.0%

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したもの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3-5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。
 ⑤ 死傷者数、死亡者数ともに新型コロナウイルス感染症り患者を除く。

* 本年1月末については、HPをご覧ください。

鹿児島労働局 災害

検索

2025年度 労働基準監督官採用試験の実施について

鹿児島労働局総務課

2025年度 国家公務員 労働基準監督官採用試験（大学卒業程度）が次の通り実施されます。詳細は受験案内をご確認ください。

受験資格

- 1995（平成7）年4月2日～2004（平成16）年4月1日生まれの者
- 2004（平成16）年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - （1）大学（短期大学を除く）を卒業した者及び2026年（令和8年）3月までに大学を卒業する見込みの者
 - （2）人事院が（1）に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の区分及び採用予定数

労働基準監督A（法文系）約150名
労働基準監督B（理工系）約40名

インターネット受付期間

令和7年2月20日（木）9:00～3月24日（月）受信有効

インターネット申込専用アドレス

【<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>】

インターネット申込みをご利用ください。

試験日

第1次試験日

令和7年5月25日（日）

第2次試験日

令和7年7月8日（火）～7月11日（金）

第1次試験合格通知書で指定する日時

第1次試験合格者発表日

令和7年6月17日（火）9:00

最終合格者発表日

令和7年8月12日（火）9:00

問合先

鹿児島労働局総務部総務課人事係
（電話 099-223-8275）



労働基準監督官採用試験 2025
Labour Standards Inspector Recruitment Exam 2025

受付期間／令和7年2月20日（木）～3月24日（月）
第1次試験／令和7年5月25日（日）〔第1次試験合格者発表日／6月17日（火）〕
第2次試験／令和7年7月8日（火）～7月11日（金）の指定された1日〔最終合格者発表日／8月12日（火）〕

働く人と、この国の未来のために。

受験資格
●平成7年4月2日から平成16年4月1日生まれのもの
●平成16年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
①大学を卒業した者及び令和8年3月までに大学を卒業する見込みの者
②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の程度
大学卒業程度

採用予定者数
●労働基準監督A〔法文系〕約150名
●労働基準監督B〔理工系〕約40名

厚生労働省
厚生労働省ホームページ（労働基準監督官採用試験情報）で、労働基準監督官の情報を掲載しています。労働基準監督官採用試験 検索 スマホからも簡単アクセス



**年次有給休暇を活用して
鹿児島県の魅力に触れよう！**
～地域が一体となって年次有給休暇の
取得促進に取り組みましょう～

 厚生労働省 | 鹿児島労働局 | 労働基準監督署

鹿児島労働局雇用環境・均等室

企業、労働者、地域の皆様へ

年次有給休暇の取得促進は、労働者の心身の健康保持・増進、企業の生産性向上や企業イメージの向上につながります。加えて、年次有給休暇を活用することにより、県内の四季折々のイベントへの参加や観光地への訪問がしやすくなり、一層、鹿児島県の魅力に触れることができます。

働き方・休み方の改善を継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

地域が一体となって年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

詳しくは、鹿児島労働局雇用環境・均等室（TEL:099-223-8239）にお問い合わせください。

○年次有給休暇取得促進特設サイトURL

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

労働安全衛生教育用DVD教材貸し出しのご案内

（公社）鹿児島県労働基準協会

当協会では、会員事業場の皆様に安全衛生に関するDVD教材の貸し出しを無料でを行っています。社内の安全衛生教育、安全衛生大会等でご利用下されば幸いです。

申し込みの手続き等につきましては、最寄りの支部へお問い合わせ下さいませ。

なお、貸出要領等詳細については、当協会ホームページに掲載していますのでご覧下さい。

DVD教材貸出一覧表

令和7年3月1日現在

No.	品 名	時間
1	職場で行う腰痛予防体操 腰痛予防に欠かせないのが職場で行う予防体操。立ったまま、あるいは椅子などを利用して行う2本建てで体操のモデルを紹介。職場のどこでもできるもので、その具体的なノウハウを解説。	12分
2	知っていますか 安全配慮義務 過重労働や精神的ストレスが引き金になっての、うつ病や自殺など、「心の衛生面」が争点となった民事訴訟が急増。損害賠償額の高額化傾向とともに社会問題化している。このビデオは実際の事例をモデルにドラマ化。過重労働・うつ病・管理者の対応・裁判の判決をケーススタディしつつ、「安全配慮義務」の考え方・実践の基本を、キャスターが分かりやすく解説。	26分
3	誰もが危険 熱中症の新常識 熱中症は高温多湿な環境で発生する健康障害で、重篤な場合、死に至ることも稀ではない。気温と湿度が上昇する季節は、熱中症の危険も高まる。このビデオでは、新しく解明された熱中症発生の要因を詳しく解説。最高気温よりもWBGT値の活用等最新の予防法をわかりやすく紹介する。 [小冊子「誰もが危険 熱中症の新常識」(村山貢司、堀江正知監修 A5判・16頁) 1冊つき]	22分
4	みんなでリスクアセスメント ～アセスメント徹底演習～ ロール作業現場をカメラで実写した画像を用い、リスクアセスメントの各手順をみんなで演習しながら、そのプロセスの節目ごとに専門家が解説する。リスクアセスメントに参加する各層の方々にとって進め方の理解を深める絶好の研修ビデオ。	24分
5	みんなで取り組むメンタルヘルス メンタルヘルスの1次予防として、ストレスの源となる好ましくない職場環境を職場ぐるみで改善することが効果的であると、その取り組みが始まっている。このビデオでは、中災防が重点的に取り組んでいる「メンタルヘルス対策に活かす職場環境改善」について解説するとともに、先進企業の取り組み事例を紹介。	24分
6	腰痛 その予防と対処法 さまざまな作業において腰痛予防のポイントとなる「作業方法」「作業姿勢・動作」などを実写映像で紹介するとともに、予防対策として重要な「作業環境の改善」や「リスクアセスメント」なども解説。さらに、実際に腰痛が起きたときの「実践的な対処法」、予防のための「腰痛予防体操」「ストレッチング」「生活習慣」なども紹介。	20分
7	職長・作業リーダーのための 改訂 作業手順書作成マニュアル（リスクアセスメント対応版） よい品質の製品を安全に効率よく生産するためには、作業手順を決めて、みんなで守ることが大切。このビデオでは、現場の職長や職場のリーダーのために作業に活かせる作業手順書の作り方について、分かりやすく解説。また、手順ごとのリスクアセスメントの実施方法についても説明。	20分
8	安全衛生診断のすすめ ～中小企業篇～ 従業員の安全衛生に対して無関心だった中小規模事業場の経営者が、安全衛生の専門家に初めて「安全衛生診断」を依頼するまでの経緯、「安全衛生診断」の実施内容から安全衛生の必要性を自覚するまでをドラマ化。	20分
9	新入社員の安全と健康 新入社員向けの教材です。職場生活の心構えのほか安全のルール、ミーティング、危険予知、保護具、整理整頓など安全衛生の基本をわかりやすく解説。 「新入者安全衛生テキスト」（中災防発行）の内容に準拠し、安全と健康の大切さに気づいてもらえるよう制作。	22分
10	ゼロ災のころ ～危険を予知する人づくり～ ゼロ災運動の提唱者で、安全運動の推進に心を砕く田辺肇氏の講演ビデオ。 「危険の側から安全を考える」「職場のマナーと安全」「ルールを守る職場づくり」など、5つのテーマで「ゼロ災のころ」を説く。	26分
11	～安全健康職場づくりのキメ手～ 生き生きミーティング 職場ミーティングをひと工夫すれば、安全もコミュニケーションもよくなる。このビデオは、現在ゼロ災運動職場で効果を上げている「始業時ミーティング」をモデルに制作。ミーティングの効果を上げるためのポイントをクローズアップし、分かりやすく解説。	18分
12	VDT作業の正しい進め方 ～IT時代の健康心得～ 17年ぶりに新しくなった厚生労働省の衛生管理の仕方を紹介すると同時に、作業者にとって適切な照明、採光のしかた、作業姿勢の調整、日常点検などに重点を置いて、正しい作業の進め方を具体的に分かりやすく解説。	22分

13	リスクアセスメントとは ～リスク編～ グローバルスタンダードでは、安全は「許容できるリスク」とされている。リスクアセスメントは「リスクはゼロにならない」ということを念頭に入れて行う必要がある。 ＜新入者教育に使えます＞	10分
14	リスクアセスメントとは ～アセスメント編～ KYは現場の活動、リスクアセスメントは管理活動。必ず存在するリスクをシステムにのせて適切に管理するのが安全の鍵。 ＜管理者入門教育に使えます＞	10分
15	不注意は起こる！「〇〇に注意」は安全指示とは言えない 人間の注意力には限界があります。注意力に限界がある人間に対し、「作業中、ずっと安全に注意を払い続けなさい」は無理です。「不注意」をテーマに、不注意による死亡災害が多発していること、なぜ人間は安全に対して不注意になるのか、事例と具体的な対応策などについて実写とアニメで紹介するとともにクイズ形式でどれだけ人は注意力があるのか解説します。	16分
16	これだけは知っておきたい 建設作業の基本ベスト10 繰り返し発生している災害の要因となっている設備や機械・工具などを10項目に絞り込み、それぞれの作業について事前に知っておくべきポイントを解説。 新規入場者教育に職長・安全衛生責任者の能力向上教育に最適。もちろん、建設現場で働くすべての作業員にも大切な基本ルールが身につけられます。	20分
17	新版 新規入場時教育 入場初日を甘く見るな 高所から墜落した阿部作業員は救急病院に運ばれ、大腿骨複雑骨折の重傷で休業6か月と診断されました。本作品では、なぜこのような災害が発生したのか、災害前日から時間を遡って検証していきます。 事前に説明や現場の案内があったのにも関わらず、人は誰でもわかりきっていることを軽くみ、面倒なことを省略しようとしがちです。しかし、災害から自分を守ることは、あなた自身しかいけません。新規入場時教育がいかに大切かを入場初日に起きた災害を通して訴えます。	15分
18	災害事例に学ぶ 建設工具・器具の正しい使い方 今まで起きた災害事例を参考にしながら、建設工具・器具の正しい使い方について学んでいきます。 ■携帯用丸のこ盤 ■ディスクグラインダ ■充電式インパクトドライバ ■エンジンカッター ■ブレーカ	17分
19	建設現場で働く皆さん これだけは守ろう 基本ルール17カ条 繰り返し災害をなくすために 災害再発防止のためには、設備面の対策が有効です。しかし、日々刻々と作業内容が変わる建設現場では、何から何まで設備面の対策を行うことは難しいのが現状です。そこで、建設現場で働く皆さんが、安全の基本ルールを守り、不安全行動を起こさないことがとても重要になります。安全の基本ルールを守ることの重要性、「繰り返し災害」防止のため、守るべき基本ルールには何があるのか？安全の基本ルールを守るとは利益向上にもつながる！これらについて解説します。 ●高所からの墜落災害防止 ●荷上げ・荷下ろし作業による災害防止 ●重機によるはさまれ・巻き込まれ災害防止 ●決められた作業手順は必ず守る ●飛来落下災害・土砂崩壊災害・転倒災害防止 ●あなたの身を守る保護具は正しく装着する	23分
20	メンタルヘルス 職場を元気にするコミュニケーション 昨今、メンタルヘルス対応は深刻な社会問題となっており、企業においても産業医制度や復職支援などの取り組みが定着しつつあります。しかし、心の病気は再発率が50%を超えともいわれており、現在中心になっている、発症してしまっ てからの対処法（治療）では根本的な解決ができていないといえます。 また、「ストレッサー（心の病気の引き金となり得るストレス要因）を取り除いて予防する」ことは、目まぐるしく変わる現代の社会・経済状況では、難しいといえるでしょう。 そこで、「職場には様々なストレスがあって当たり前」という前提のもと、そうしたストレスにうまく対処する力を高めるという考え方があります。それが、SOCという力です。 本教材では、「SOCを高める」という視点から、ストレスに強い人づくり、上司と部下とのコミュニケーションや元 気な職場の仕組みづくりの具体的な方法を紹介しています。	57分
21	職場のパフォーマンスを高める「メンタルヘルスケア」実践のポイント 本DVDでは、従来からの医学的視点および遵法の視点からメンタルヘルスをとらえるだけでなく、日常のマネジメントの中で、部下のパフォーマンス発揮という視点から掘り下げ、具体的なメンタルヘルス対応を考えていきます。 仕事がちんとこなせる状況にあるか、顧客対応は大丈夫かなど、部下のコンディションやパフォーマンスを日々の職場生活の中で確認しながら、メンタルヘルスにどのように対応していくかを管理監督者に学んでいただきます。 ①メンタルヘルスの必要性和基本的な考え方 ②職場のコミュニケーションと部下のコンディション ③不調者の早期発見・早期対応 ④不調者の休職中・職場復帰への対応 ⑤管理監督者のセルフケア	58分
22	ストレスチェック制度対応 セルフケアからはじめるメンタルヘルス・マネジメント 1巻 チェックしよう！あなたのストレス～心とからだのセルフケア～ 平成27年、企業におけるストレスチェック制度が義務化。ストレスチェック制度の主な目的は、労働者自身がストレスに気づき、メンタルヘルス不調を予防することです。労働者一人ひとりが自分のストレスの状態を知ること、つまりセルフケアがこれからの企業におけるメンタルヘルス対策では重要になってきます。 本DVDは、事例ドラマと解説を通して労働者自身がストレスへの向き合い方を学ぶものです。高ストレス状態に陥らないための一助として、ストレスチェック実施にあわせて、ぜひご活用ください。 ●セルフケア自己チェックのための3項目 1. 職場のストレス 2. 周囲のサポート 3. 心身の自覚症状 ●セルフケア自己チェックのポイント [ケース1] 石田さん [46歳] の場合 本人も気づかないうちにストレスをため込み倒れる [ケース2] 杉本さん [41歳] の場合 上司と部下の板挟みで「うつ」に	28分

23	ストレスチェック制度対応 セルフケアからはじめるメンタルヘルス・マネジメント 2巻 チェックしよう！ラインによるケア～見逃すな！部下のイエローサイン～ (1) 職場環境の把握と改善 (2) 不調者の早期発見と処置 ●部下のメンタルヘルスチェックのポイント 〔ケース1〕 杉本課長の場合 長時間残業の結果、部下が倒れてしまった 〔ケース2〕 石田課長の場合 様子がおかしい部下を抱え込んでしまった	29分
24	メンタルヘルス・ケア実践のための職場のストレスマネジメント 1巻 管理監督者の役割 過労自殺、生産性の低下、労災など……働く人の心の健康は、本人や家族の幸せを左右するだけでなく、今や企業経営においても重要なリスクマネジメントの一つとなってきました。そんな中で、職場の責任者である管理監督者が、部下に対してどのような心のケアをすればよいのか、働きやすい職場づくりにどう取り組んでいけばよいのか、大きな課題となりつつあります。本DVDでは、管理監督者の《ストレスマネジメント》の考え方・手法をわかりやすく紹介しています。 ●メンタルヘルス・ケアの意義 (1) 従業員の健康・生命を守る (2) 生産的で活気ある職場づくり (3) 職場のリスクマネジメント ●管理監督者の役割 ●部下への相談対応 ●職場環境等の改善 ほか	25分
25	メンタルヘルス・ケア実践のための職場のストレスマネジメント 2巻 部下の心をひらく相談対応のノウハウ あるメーカーの設計部の課長と新製品開発に抜擢された部下の事例を通して、部下への相談対応の仕方・ポイントを具体的に考えていきます。 ●問題に気づく ●声をかける ●産業医に相談する ●専門医への受診をすすめる ●専門医との連携 ●部下への相談対応のポイント ほか	25分
26	安衛則改正 フルハーネス型安全帯 ココがポイントだ 安衛則改正により、2019年2月1日以降はフルハーネス型安全帯を使用する作業員に特別教育が義務化されました。 ・なぜ安衛則改正するのか ・胴ベルトとハーネス型安全帯 ・改正点のポイント ・特別教育カリキュラムの概要	30分
27	“危険軽視”によるヒューマンエラー 現場では、危険軽視による災害が後を絶ちません。毎日作業を続けるうちに、慣れにより安易な気持ちで危険な作業をしたり、作業に潜むリスクを過小に評価したりして、労働災害が発生しています。 本DVDでは、「危険軽視」をテーマに危険軽視による死亡災害が多発していること、心理学から学ぶ災害事例、危険軽視対策について解説していきます。	22分
28	転倒防止 簡単ストレッチ～毎日1分でからだが変わる～ 転倒は、近年最も多く発生している労働災害です。高齢化などが進む中、作業者の身体機能・感覚の衰えなどからわずかな段差や平坦なところでの“滑る”なども少なくなく、なかなか災害は減りません。この作品では、段差を超えようとして思ったほど足が上がっていないで段差に突っかかり転倒する、ちょっとしたことでバランスを崩して転ぶなどの日常起こる転倒災害を防ぐための「自然な体の動きを取り戻すストレッチ」を紹介します。 朝礼、休憩時間などの短い時間でだれでもどこでも簡単にでき、すぐに効果を実感できます。 *ダブルT立ち方シート付	15分
29	熱中症は必ず防げる～管理と機器・保護具を上手に活用～ このDVDは、職場の熱中症予防対策として事前の作業計画、作業管理、環境管理などの基本的な対策を解説し、あわせて、暑熱職場や屋外の作業で熱中症から身を守るための、水分・ナトリウムの補給のポイント、熱中症対策用作業服・保護具・機器、送風・冷却設備、断熱装備の効果的な正しい使い方や注意点など現場で採用し、実践できる方法を映像で紹介します。	17分
30	働く人の睡眠と健康 全2巻 これまでの産業保健では注目度の高くなかった「睡眠」。しかし生活習慣病対策には、「食事」「運動」の指導に加えて、「睡眠」指導が不可欠です。睡眠時間が短かすぎると食欲亢進から肥満になりやすく、高血圧や糖尿病、抑うつ状態の数値も悪化することが分かっています。他に、見過ごせない睡眠障害、睡眠と労働生産性の関係などにも言及した画期的な睡眠教育教材です。 第1巻 あなたの睡眠、足りていますか？～睡眠不足と睡眠障害～ ○睡眠不足症候群 ○睡眠のメカニズム ○労働生産性と睡眠 ○睡眠不足と生活習慣病、メンタルヘルス不調との関係 ○睡眠時無呼吸症候群 ○レストレスレッグス症候群（むずむず脚症候群）	24分

	第2巻 快眠習慣のための10の方法～ぐっすり眠りたい、よりよく眠りたい～ ○不眠症 ○必要な睡眠時間 ○起床時間のコントロール ○運動、入浴と深部体温 ○就寝前に避けるべきこと ○カフェイン、ニコチン、アルコールの影響 ○自分なりのリラクセス法 ○眠れる環境づくり ○睡眠薬についての正しい知識 ○眠れないときの対処法 ○交代勤務者への対応	24分
31	ワークライフバランスシリーズ 働き方改革とカップルの子育て 女性社員の両立支援と男性の育休取得を促進する研修用動画 家事育児は女性の仕事という思い込みが、女性の活躍、男性の働き方改革を阻害しています。「働き方改革」問題の第一人者が監修し、カップルの双方が活躍するためのヒントを提供する教材です。 ■ケース1 共働きカップルの場合 ■ケース2 専業主婦の場合	40分
32	ガス溶接・溶断作業と安全 作業者の技能教育や再教育に必見!! ガス溶接・溶断作業は、製造業、建設業、サービス業など産業現場で広く行われています。使用する可燃性ガス等の基本的知識、各装置の構造・取扱い方法、火災・爆発などの災害事例と防止対策まで、ガス溶接・溶断作業従事者が身に付けていなければならない技術の習得と安全作業のポイントを映像化し、わかりやすく解説します。 技能講習の教材として、また、ガス溶接・溶断作業従事者の能力向上教育にも活用できます。	26分
33	リニューアル・指差呼称 〈全2巻〉 今やヒューマンエラーを防ぐ決め手である指差呼称は、製造業だけでなくサービス業（流通、銀行、病院等）にも広がっている。そこで当社では旧作当時とは異なる産業界の状況を踏まえ、新たに指差呼称をリニューアル。「指差呼称で防げ 職場のヒューマンエラー」ではサービス業、「指差呼称してですか ～定着化のポイント～」では製造業に焦点をあて解説している。 第1巻 指差呼称で防げ 職場のヒューマンエラー 第2巻 指差呼称してですか ～定着化のポイント～	20分 16分
34	心肺蘇生法とAEDの実技 ～いざという時のために～ ガイドライン 2015年対応（改訂Ⅱ版） 心肺停止状態の傷病者の生命を救うには1秒でも早く適切な救命手当を施すことが必要です。職場のだれもが心肺蘇生法とAEDの実技を身につけておきましょう。 ○周囲の安全の観察 全身の観察 意識の確認 ○協力者の要請（119番通報・AEDの手配） ○心肺蘇生法の実技（解説）AEDの使い方（解説） ○心肺蘇生法の実技（実演）AEDの実技（実演）	22分
35	高齢労働者の典型的な労働災害を学ぼう ―エイジフレンドリーな安全対策― 高齢労働者を理解し災害の原因を学ぶ！ 本DVDでは、「エイジフレンドリー（高齢者の特徴を踏まえた）職場をつくる」をテーマに高齢者の主な労働災害事例を紹介しながら、その原因として、加齢による心身機能の低下がどのように関わっているのか、さらに、どうすれば労働災害を防ぐことができるのかについて解説します。	25分
36	職長の能力向上のポイント ―新たな時代の職長の役割― 職長・安全衛生責任者が果たすべき重要な役割を学ぶ！ 本DVDは、職長・安全衛生責任者能力向上教育カリキュラムに基づき、労働災害防止を図る上で職長等が身につけておくべき「作業員に対する教え方の5原則」や伝達力を向上させる話し方、さらにリスクアセスメントの実施能力を向上させるポイントなどについて分かりやすく解説するとともに、タブレットを使った安全ミーティングや現地KY活動でのポイントなどを学んでいきます。	25分
37	すごい職長！ ―今、職長に求められるもの― 某ゼネコンの工事現場で実際に働く職長会のリーダーである“すごい職長”高田さんに密着撮影し、職長の仕事を徹底的に掘り下げ、「職長のあるべき姿」をドキュメントタッチで描いています。 彼の抜群のリーダーシップ、的確な指導、豊富な安全知識、優れた調整力などどれもが参考になります。職長教育や職長再教育でのご活用はもちろん、多くの元請監理監督者の方からも、具体的でわかりやすいから大変参考になると評判になっています。	21分
38	カスタマーハラスメント ―企業に求められるカスタマーハラスメント対策― カスハラ発生！／カスハラとは？（定義、類型 ほか）／カスハラの判断ポイント／現場での初期対応と予防対策／不当クレームへの対応（電話、無断撮影 ほか）／下請けへのカスハラ（B to B）／組織としての対応	36分
39	自律的な化学物質管理の進め方！ 化学物質管理者：職務のあらまし 令和4年5月に労働安全衛生規則が改正され、新たな化学物質規制の体系が示されました。その新体系では、「リスクアセスメントの実施」と「その結果に基づく措置」が求められることとなり、化学物質を製造、取り扱う全ての事業場に対して「化学物質管理者の選任」が義務づけられました。このビデオでは、「化学物質管理者」の職務と役割について紹介していきます。	23分

令和7年度 大阪安全衛生教育センター 開講講座のご案内

中央労働災害防止協会・大阪安全衛生教育センターでは、
職長教育・特別教育などの各種安全衛生教育の企業内講師（トレーナー・インストラクター）や
安全衛生の管理スタッフなどを養成するための研修を実施しております。
当センターの講座を修了された方は今までに約143,000人（令和6年3月末現在）に達し、
各企業の安全衛生のリーダーとして活躍されています。

皆様のご受講を心よりお待ちしております。



<安全衛生担当者・各種安全衛生指導者対象講座>



<資格取得講座>

衛生工学衛生管理者

- 特定(定期)自主検査者養成
- ・プレス(検)
 - ・プレス(事)
 - ・フォーク(事)
 - ・局排(検)

<局排設計者養成講座>

局排設計

中央労働災害防止協会大阪安全衛生教育センター

〒586-0052大阪府河内長野市河合寺423-6

TEL0721-65-1821 / FAX0721-65-1472

<https://www.jisha.or.jp/oshec/index.html>



令和7年度 建築物石綿含有建材調査者講習（一般） 化学物質管理者講習【取扱事業場向け講習】

ご案内

公益社団法人鹿児島県労働基準協会

本会では、標記講習会を下記日程により開催することにしたのでご案内いたします。

いずれの講習会も申込手続きの利便性を図るためWeb申し込みを行っており、本会ホームページWeb申込サイトより申し込み手続きをお願いしています。日程等詳細は、ホームページをご覧くださいませ。

令和7年度建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

石綿調査者講習Web申込

検索

回	講習開催日	講習会場	受付期間（Web 受付）	受講料 納入期限	定員
第1回	令和7年5月14日（水）～ 5月15日（木）	オロシティーホール （鹿児島市卸本町）	令和7年4月9日（水）～ 4月11日（金）	令和7年 4月15日（火）	70名
第2回	令和7年8月19日（火）～ 8月20日（水）		令和7年7月9日（水）～ 7月11日（金）	令和7年 7月15日（火）	
第3回	令和7年10月1日（水）～ 10月2日（木）		令和7年8月27日（水）～ 8月29日（金）	令和7年 9月2日（火）	
第4回	令和7年12月3日（水）～ 12月4日（木）		令和7年11月5日（水）～ 11月7日（金）	令和7年 11月11日（火）	
第5回	令和8年2月5日（水）～ 2月6日（金）		令和8年1月7日（水）～ 1月9日（金）	令和8年 1月14日（水）	

1 講習時間は、第1日目：9：00～16：40 第2日目：9：00～17：10です。

令和7年度化学物質管理者講習【取扱事業場向け講習】

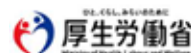
化学物質管理者講習Web申込

検索

回	講習開催日・講習時間	講習会場	受付期間（Web 受付）	受講料 納入期限	定員
第1回	令和7年6月4日（水） 9：30～17：00	オロシティーホール （鹿児島市卸本町）	令和7年5月7日（水）～ 5月9日（金）	令和7年 5月13日（火）	70名
第2回	令和7年9月12日（金） 9：30～17：00		令和7年7月30日（水）～ 8月1日（金）	令和7年 8月5日（火）	
第3回	令和7年11月5日（水） 9：30～17：00		令和7年9月24日（水）～ 9月26日（金）	令和7年 9月30日（火）	
第4回	令和8年1月20日（火） 9：30～17：00		令和7年12月3日（水）～ 12月5日（金）	令和7年 12月9日（火）	

事業者のみなさまへ

厚生労働省委託事業



労働安全衛生法に基づく 化学物質管理の 無料相談窓口のご案内

ラベル・SDS・リスクアセスメントをはじめ、政省令改正による「新たな化学物質規制」に関する内容などのご質問にお答えします。



050-5577-4862

テクノビルHPからお問合せフォームをご利用いただけます。テクノビル 相談窓口 検索 と検索ください。

受付時間 月～金 10:00～17:00（12:00～13:00を除く）
※土日祝日、国民の休日、年末年始を除く

*相談は無料ですが、通話料がかかります。

*相談窓口開設期間は令和6年4月1日～令和7年3月18日までとなります。

*メールでのお問い合わせについて、内容に応じて電話でのご回答になる場合がございますのでご了承ください。



鹿児島労働局長登録教習機関
(公社) 鹿児島県労働基準協会

技能講習（就業制限）実施計画表

（注）表中の上段期日は講習日、中段は予約日、下段は講習実施会場です。

講習名		月	令和7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月
就業制限 （運転） 業務	車両系建設機械運転 （整地運搬積み込み用及び掘削用）		14～18 2/17予約開始 鹿屋市	19～23 3/24予約開始 教習所	23～27 4/28予約開始 教習所	14～18 5/19予約開始 教習所	4～8 6/9予約開始 教習所	8～12 7/7予約開始 教習所	20～24 8/25予約開始 教習所	10～14 9/16予約開始 教習所		26～30 11/25予約開始 教習所	16～20 12/15予約開始 教習所	2～6 1/5予約開始 教習所
	車両系建設機械運転 （解体）		28 3/3予約開始 教習所		2 4/7予約開始 教習所	30 6/2予約開始 教習所		25 7/28予約開始 教習所	30 9/1予約開始 教習所	27 9/29予約開始 教習所		19 11/17予約開始 教習所		16 1/19予約開始 教習所
	小型移動式クレーン運転 ^{※1}		14～16 2/17予約開始 教習所	26～28 3/31予約開始 鹿屋市		1～3 5/7予約開始 薩摩川内市 22～24 5/26予約開始 教習所	18～20 6/16予約開始 教習所	1～3 6/30予約開始 教習所		4～6 9/8予約開始 教習所		13～15 11/10予約開始 教習所		
	床上操作式クレーン運転 ^{※1}		14～16 2/17予約開始 教習所	26～28 3/31予約開始 教習所	30～7/2 5/7予約開始 教習所				6～8 8/18予約開始 教習所		1～3 10/6予約開始 教習所		24～26 12/22予約開始 教習所	
	高所作業車運転 ^{※2} （普通自動車運転免許所持者対象）		21～22 2/25予約開始 教習所	13～14 3/17予約開始 教習所	30～7/1 5/7予約開始 教習所		20～21 6/16予約開始 鹿屋市	16～17 7/14予約開始 教習所	27～28 9/1予約開始 教習所		8～9 10/14予約開始 教習所		9～10 12/8予約開始 教習所	
	不整地運搬車運転 ^{※2}						25～26 6/23予約開始 教習所	1～2 6/30予約開始 鹿屋市				8～9 11/4予約開始 教習所		
	フォークリフト運転 （普通自動車運転免許所持者対象）		7～11 2/10予約開始 教習所	26～30 3/31予約開始 教習所	2～6 4/7予約開始 鹿屋市 9～13 4/14予約開始 教習所	7～11 5/12予約開始 教習所	25～29 6/23予約開始 教習所	8～12 7/7予約開始 鹿屋市	6～10 8/18予約開始 教習所	17～21 9/22予約開始 教習所		19～23 11/17予約開始 教習所	2～6 12/1予約開始 教習所	9～13 1/13予約開始 教習所
就業制限業務	玉 掛 け ^{※1}		7～9 2/10予約開始 教習所	12～14 3/17予約開始 薩摩川内市 19～21 3/24予約開始 教習所	23～25 4/28予約開始 教習所	14～16 5/19予約開始 教習所	4～6 6/9予約開始 教習所 26～28 6/23予約開始 鹿屋市	8～10 7/7予約開始 教習所 29～10/1 8/4予約開始 薩摩川内市	20～22 8/25予約開始 教習所	10～12 9/16予約開始 教習所		26～28 11/25予約開始 教習所	16～18 12/15予約開始 教習所	2～4 1/5予約開始 教習所
	ガ ス 溶 接			7～8 3/10予約開始 教習所				29～30 8/4予約開始 教習所	20～21 8/25予約開始 鹿屋市		25～26 10/27予約開始 教習所			17～18 1/19予約開始 教習所

〔登録の有効期間の満了日 2029.3.30〕

※1 申込者多数の場合は、3日目の実技を受付順に延長して実施します。

※2 申込者多数の場合は、2日目の実技を受付順に延長して実施します。

技能講習（作業主任者）実施計画表

（注）表中の上段期日は講習日、中段は予約日、下段は講習実施会場です。

講習名		月	令和7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月
作業主任者 選任	有機溶剤 作業主任者			15～16 3/17予約開始 教習所	5～6 4/7予約開始 教習所	3～4 5/7予約開始 教習所		4～5 6/30予約開始 教習所	23～24 8/25予約開始 教習所	13～14 9/16予約開始 教習所	11～12 10/14予約開始 教習所	22～23 11/17予約開始 教習所	12～13 12/8予約開始 教習所	
	酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者			21～23 3/24予約開始 教習所	18～20 4/21予約開始 教習所	23～25 5/26予約開始 教習所	20～22 6/16予約開始 教習所	10～12 7/7予約開始 教習所	15～17 8/18予約開始 教習所		17～19 10/20予約開始 教習所		18～20 12/15予約開始 教習所	
	石綿作業主任者			29～30 3/31予約開始 教習所	12～13 4/14予約開始 教習所	31～8/1 6/2予約開始 教習所		18～19 7/14予約開始 教習所	30～31 9/1予約開始 教習所	27～28 9/29予約開始 教習所		29～30 11/25予約開始 教習所	26～27 12/22予約開始 教習所	
	特定化学物質及び四アル キル鉛等作業主任者		24～25 2/25予約開始 オロシティー ホール		26～27 4/28予約開始 オロシティー ホール	17～18 5/19予約開始 西之表市	7～8 6/9予約開始 オロシティー ホール		9～10 8/18予約開始 オロシティー ホール			15～16 11/10予約開始 オロシティー ホール		5～6 1/5予約開始 オロシティー ホール
	乾燥設備 作業主任者								14～15 8/18予約開始 教習所					
	金属アーク溶接等 作業主任者限定						29 6/23予約開始 教習所					9 11/4予約開始 教習所		

〔登録の有効期間の満了日 2029.3.30〕

（但し、金属アーク溶接等作業主任者限定講習は2029.3.31）

鹿児島労働局長登録教習機関
(公社) 鹿児島県労働基準協会

移動式クレーン運転実技教習実施計画表

(注) 表中の上段期日は講習日、中段は予約日、下段は講習実施会場です。

講習名		月	令和7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月
教 習	移動式クレーン運転実技 (5トン以上)【実技免除】		21~25 2/25予約開始 教習所		16~20 4/21予約開始 教習所		本年度は、受講者の確保が見込まれない等の理由により、2回の開催となります。ご不便をおかけしますが、ご了承願います。尚、当教習所の他に、九州管内（福岡、大分、長崎）でも実施しております。							

[登録の有効期間の満了日 2029.3.30]

養成講習実施計画表

(注) 表中の上段期日は講習日、中段は予約日、下段は講習実施会場です。

講習名		月	令和7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月
養 成 講 習	安全衛生推進者				24~25 4/28予約開始 オロシティー ホール				28~29 9/1予約開始 教習所				3~4 12/1予約開始 オロシティー ホール	
	衛生推進者					6 6/9予約開始 オロシティー ホール					26 10/27予約開始 オロシティー ホール			

[登録の有効期間の満了日 2029.9.29]

特別教育・その他安全衛生教育実施計画表

(注) 表中の上段期日は講習日、中段は予約日、下段は講習実施会場です。

講習名		月	令和7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月
特 別 教 育	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬積込み用及び掘削用)				28~29 6/2予約開始 教習所					25~26 9/29予約開始 教習所				
	ローラー運転			3~4 4/7予約開始 教習所					16~17 8/18予約開始 教習所				12~13 12/8予約開始 教習所	
	巻上げ機の運転	3~4 2/3予約開始 教習所									9~10 10/14予約開始 教習所			
	研削といしの取替え等 (自由研削用)	14 2/17予約開始 教習所			16 4/21予約開始 教習所		28 6/23予約開始 教習所		1 8/4予約開始 教習所		22 10/27予約開始 教習所		5 12/1予約開始 教習所	
	アーク溶接等 申込者多数の場合は、3日目の実 技を受付順に延長して実施します。	22~24 2/25予約開始 教習所			9~11 4/14予約開始 教習所			16~18 7/14予約開始 教習所		25~27 9/29予約開始 教習所		13~15 11/10予約開始 教習所		
	クレーン運転 (つり上げ荷重5t未満) 申込者多数の場合は、2日目の実 技を受付順に延長して実施します。			12~13 3/17予約開始 教習所		28~29 6/2予約開始 教習所		1~2 6/30予約開始 教習所		17~18 9/22予約開始 教習所	15~16 10/20予約開始 教習所	19~20 11/17予約開始 教習所		
	粉じん作業						27 6/23予約開始 教習所							
	低圧電気取扱作業		7~8 3/10予約開始 教習所					24~25 7/28予約開始 教習所					24~25 12/22予約開始 教習所	
準 備 講 習	フルハーネス型 墜落制止用器具	28 3/3予約開始 教習所				22 5/26予約開始 教習所				4 9/8予約開始 教習所			2 12/1予約開始 教習所	
	第一種衛生管理者免許試験					7~9 5/12~6/6受付 オロシティー ホール								
	第二種衛生管理者免許試験					10~11 5/12~6/6受付 オロシティー ホール								
そ の 他 の 教 育	職 長 教 育		26~27 3/31予約開始 教習所	16~17 4/21予約開始 教習所	7~8 5/12予約開始 教習所	18~19 6/16予約開始 教習所	25~26 7/28予約開始 教習所	1~2 8/4予約開始 教習所			3~4 10/6予約開始 教習所	15~16 11/10予約開始 教習所		9~10 1/13予約開始 教習所
	安全管理者選任時研修			2~3 4/7予約開始 教習所				29~30 8/4予約開始 教習所					9~10 12/8予約開始 教習所	
	ゼロ災運動KYT トレーナー研修会								15~16 鹿児島市					
	職場リーダー向け リスクアセスメント研修									19 鹿児島市				

令和7年4・5月 講習開催のご案内（3月Web予約開始分）

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
<https://www.kakikyo.or.jp/seminar/>



講 習 名	講 習 日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)		科目免除者又は受講資格
車 両 系 建 設 機 械 運 転 (解体用)	4/28	3/3	会員 18,590円 一般 19,030円		【受講資格】 ・車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了者
ガ ス 溶 接	5/7~8	3/10	会員 11,550円 一般 11,880円		
[普通自動車運転免許証等写し必要] 高 所 作 業 車 運 転	5/13~14	3/17	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円 【科目免除者】 会員 36,190円 一般 36,630円		【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者 【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・移動式クレーン運転士免許所持者
有 機 溶 剤 作 業 主 任 者	5/15~16	3/17	会員 15,620円 一般 16,280円		
技 能 講 習	車 両 系 建 設 機 械 運 転 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	3/24	【全科目者】 5/19~23 会員 77,990円 一般 78,430円 【科目免除者】 5/19~20 会員 39,490円 一般 39,930円		【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育 修了後3ヶ月以上の従事経験者
	玉 掛 け		【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円 【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円		【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
	酸 素 欠 乏 ・ 硫 化 水 素 危 険 作 業 主 任 者	3/24	会員 21,340円 一般 22,110円		
	[普通自動車運転免許証等写し必要] フ ォ ー ク リ フ ト 運 転	3/31	【全科目者】 5/26~30 会員 31,900円 一般 32,450円 【科目免除者】 5/26~27 会員 20,900円 一般 21,450円		【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (カタピラ車限定を除く)
	床 上 操 作 式 ク レ ー ン 運 転		【全科目者】 5/26~28 会員 31,900円 一般 32,450円 【科目免除者】 会員 29,700円 一般 30,250円		【科目免除者】 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
特 別 教 育	石 綿 作 業 主 任 者	3/31	会員 15,620円 一般 16,280円		
	フ ル ハ ー ネ ス 型 墜 落 静 止 用 器 具	3/3	会員 10,725円 一般 11,825円		
	低 圧 電 気 取 扱 い	3/10	会員 16,170円 一般 19,470円		
教 育 他	ク レ ー ン 運 転	3/17	会員 17,160円 一般 20,460円		
	職 長 教 育	3/31	会員 12,980円 一般 16,280円		

川内地区での講習会のお知らせ

講 習 名	講 習 日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)		科目免除者又は受講資格
玉 掛 け	5/12~14	3/17	【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円		【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
			【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円		

鹿屋地区での講習会のお知らせ

講 習 名	講 習 日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)		科目免除者又は受講資格
小型移動式クレーン運転	5/26~28	3/31	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円		【科目免除者】 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
			【科目免除者】 会員 33,990円 一般 34,430円		